



「まちのにぎわい」の創出について

篠木 正明 議員



質問 総合計画の基本計画22は「まちのにぎわい」となっていますが、「まちのにぎわい」創出のための施策の方向性についてお尋ねします。

「まちのにぎわい」に関する施策の方向は8つです。

質問 コンパクトシティの推進では、どのようにして、まちなかへ居住や都市機能を誘導するのですか。

コンパクトシティの推進は、編の推進など都市機能誘導策、歩行者・自転車空間の確保や交通安全施設の整備、

答弁 地方創生施策の推進や空き家の活用、コンパクトシティの推進、ウォークアブルなまちづくりなど、

中央通り線だけでなく、本町

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

中央通り線だけでなく、本町

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

質問 館林市みんなでまちをきれいにする条例は、ポイ捨てや犬のふん害対策として平成16年に制定されたもので、内容は「空き缶、タバコの吸殻等のごみの散乱、犬のふん害等の問題に対し市民一人一人が力を合



まちをきれいにする条例と雑草・樹木の管理について

小林 信議員



隣家の枝が境界線を越えて困っている問題は

わせ取り組み、清潔で美しい『公園文化都市・館林市』を目指し「みんなでまちをきれいに」の決意をもって、この条例を制定する」となっているが、制定後の状況については、どのように認識しているのか。

また、樹木の枝が隣家にまで伸びている迷惑な状況

また、樹木の枝が隣家にまで伸びている迷惑な状況

また、樹木の枝が隣家にまで伸びている迷惑な状況

また、樹木の枝が隣家にまで伸びている迷惑な状況

通り線や歴史の小径を含めて、まちのにぎわいの創出が必要と考えます。チャレンジショップなどの社会実験や長屋門や武鷹館などを活用して、にぎわいの創出に努めなければならないと考えています。

質問 既存の事業者の営業を守ることで、まちのにぎわい創出で重要だと思いませんか。今のまちのにぎわい創出や地域活性化策は、移住者支援など外の力を借りた活性化策に重きを置きすぎ

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。



道路にはみ出した樹木

ることができるとなるが、この民法の改正について、どのように認識しているのか伺います。

答弁 民法第233条の關係は、必要な条項について調べたいと考えています。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。

の繁茂など、土地の管理が大きな問題となっております。数多くの苦情や相談が市に寄せられていますが、法律に守られた個人の所有物であり、市が伐採を強制することができないのが現状です。